令和５年３月２３日

ふじみ野市立小・中学校
保護者　様

ふじみ野市教育委員会

令和５年４月１日以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
この度、埼玉県教育委員会教育長より、令和５年３月１７日付けで「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知がありました。
つきましては、令和５年度以降の教育活動について、県の通知に基づき、下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

１　マスク着用の考え方等について

児童及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

〇校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されることを踏まえ、周知等必要な対応を行う場合があります。
〇感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。
〇児童の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

２　令和５年度の学校教育活動について
〇学校教育活動の中で、文部科学省が示す「感染リスクが比較的高い学習活動」が示す活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じて実施します。

３　入学式等の実施について

入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とする。

〇来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で実施しますので、学校の規模等の実態により、参加人数を制限する場合があります。

４　効果的な換気の実施について
（１）「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和５年２月１０日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いするとされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気を実施します。

５　給食等の食事をとる場面における対策について
（１）食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意するよう指導します。
（２）適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（１ｍ程度）を確保する等の措置を講じます。なお、黙食指導は行いません。